

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成19年9月13日(2007.9.13)

【公開番号】特開2006-58637(P2006-58637A)

【公開日】平成18年3月2日(2006.3.2)

【年通号数】公開・登録公報2006-009

【出願番号】特願2004-240785(P2004-240785)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1333 (2006.01)

F 21 V 8/00 (2006.01)

G 02 F 1/13357 (2006.01)

G 06 F 3/041 (2006.01)

H 01 H 13/712 (2006.01)

F 21 Y 103/00 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1333

F 21 V 8/00 601Z

G 02 F 1/13357

G 06 F 3/03 310C

G 06 F 3/033 350A

H 01 H 13/70 E

F 21 Y 103:00

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月1日(2007.8.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光放出面を含む導光板と、前記導光板の側縁に対向配置された光源と、前記導光板および光源を覆うと共に前記光放出面と対向した領域が開口したバックカバーと、を有したバックライトユニットと、

前記光放出面と対向して設けられたアレイ基板と、前記アレイ基板に隙間を置いて対向配置された対向基板と、前記アレイ基板および対向基板間に挟持された液晶層と、を有した液晶表示パネルと、

前記液晶表示パネルと対向して配置され前記対向基板の周縁部およびバックカバーの周壁を覆った枠状のケースと、

を備え、

前記バックカバーは、前記光放出面を超えて突出するとともに前記液晶表示パネルの側縁と対向し、前記ケースを支持する複数の突出部を有する液晶表示装置。

【請求項2】

前記対向基板と対向するとともに前記ケース上に設けられ、入力面を有した入力装置をさらに備え、

前記複数の突出部は、前記ケースを介して前記入力装置を支持する請求項1に記載の液晶表示装置。

【請求項3】

前記複数の突出部は、前記入力装置と対向した個所の前記ケース内面と対向している請求項1または2に記載の液晶表示装置。

【請求項4】

前記バックライトユニットは、前記光放出面の周縁部を覆い、前記導光板の側縁と対向するとともに前記バックカバーの周壁を覆った枠状のフロントカバーをさらに備え、

前記複数の突出部は、前記フロントカバーをそれぞれ貫通して延びている請求項1乃至3のいずれか1項に記載の液晶表示装置。

【請求項5】

前記バックカバーは矩形状であり、

前記複数の突出部は、前記バックカバーの各辺に設けられた少なくとも1つの突出部を含む請求項1乃至4のいずれか1項に記載の液晶表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記課題を解決するため、本発明の態様に係る液晶表示装置は、光放出面を含む導光板と、前記導光板の側縁に対向配置された光源と、前記導光板および光源を覆うと共に前記光放出面と対向した領域が開口したバックカバーと、を有したバックライトユニットと、前記光放出面と対向して設けられたアレイ基板と、前記アレイ基板に隙間を置いて対向配置された対向基板と、前記アレイ基板および対向基板間に挟持された液晶層と、を有した液晶表示パネルと、前記液晶表示パネルと対向して配置され前記対向基板の周縁部およびバックカバーの周壁を覆った枠状のケースと、を備え、前記バックカバーは、前記光放出面を超えて突出するとともに前記液晶表示パネルの側縁と対向し、前記ケースを支持する複数の突出部を有する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

アレイ基板20および対向基板30は、複数のスペーサ41により所定の隙間を置いて対向配置されている。アレイ基板20および対向基板30は、両基板の周縁部に配置されたシール材42により互いに接合されている。液晶層40は、アレイ基板20、対向基板30、およびシール材42の間に挟持されている。アレイ基板20の外面には第1偏光板50が配置され、対向基板30の外面には第2偏光板60が配置されている。この実施の形態において、第1偏光板50およびアレイ基板20の周縁部は、それぞれフロントカバー18の上壁18aと重なり、第1偏光板表面の周縁部は上壁18aと接触している。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

図1および図5に示すように、タッチパネル4は、抵抗感圧方式のデジタイザとして構成されている。タッチパネル4は、対向基板30と対向しているとともにケース3上に設けられている。タッチパネル4は、対向基板30と対向した第1基板71、この第1基板に所定の隙間を置いて対向配置された第2基板72と、を有している。第1基板71は、例えばポリエスチルフィルムやガラスからなる第1シート73aを有している。第2基板

7 2 も、例えばポリエスチルフィルムやガラスからなる第2シート7 3 bを有している。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 9】

第1シート7 3 aおよび第2シート7 3 b上には、ITO等の透明な導電材料により形成された矩形状の第1抵抗層7 4 aおよび第2抵抗層7 4 bがそれぞれ配設されている。図示しないが、第1抵抗層7 4 aの対向する一対の辺には、電極7 5 a、7 5 bがそれぞれ設けられている。同じく、図示しないが、第2抵抗層7 4 bの対向する一対の辺には、電極7 6 a、7 6 bがそれぞれ設けられている。